

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度をご存じですか？

児童扶養手当

対象者

- 父母の離婚や死亡などで、父または母と生計が同一でない子(18歳になった日以後の最初の3月31日まで。一定の障がいがある場合は、20歳まで。)を育てているかた
 - 子を育てている父または母に一定の障がいがあるかた
- ※次の場合は対象外
- 手当額を超える公的年金(老齢福祉年金を除く。)を受け取ることができる
 - 子が児童福祉施設など(母子生活支援施設などを除く。)に入所している

支給額

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人	45,500円	45,490円～10,740円
2人目以降 加算額	10,750円	10,740円～5,380円

支給時期

申請した月の翌月分から対象となり、奇数月に2か月分ずつ支払われます。

特別児童扶養手当

対象者

一定の障がいのある子どもを育てているかた

支給額

障害の状態	月額(1人当たり)
1級(重度)	55,350円
2級(中度)	36,860円

支給時期

申請した月の翌月分から対象となり、4・8・11月に4か月分ずつ支払われます。

▶所得制限があります

申請するかたやその配偶者及び同居など、生計を同一としている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、支給に制限があります。

児童手当の法改正による申請の最終期限は

令和7年3月31日(月)です。

期限を過ぎた場合は、申請した日の翌月分から支給対象となります。



詳細はこちら

問合せ・申込み

こども保育課こども給付担当 ☎0480(92)1111 内線186・187



就学援助制度をご存じですか？

就学援助制度は、経済的な理由で就学が困難なお子さんの保護者に、学校給食費、学用品費など就学に必要な経費の一部を援助する制度です。制度の利用を希望されるかたは、毎年度の申請が必要です。

対象者

市内在住の市立小・中学校に通うお子さんのいる、次のいずれかに該当する保護者

- ①生活保護の停止または廃止を受けたかた
- ②児童扶養手当を受給されているかた
- ③令和7年度の世帯全員の住民税が非課税のかた
- ④保護者と生計を同じくする世帯員全員の前年の所得額が、生活保護基準の1.3倍以下のかた
- ⑤その他災害、病気などにより、教育委員会が特に必要と認めたかた

申請

4月から援助を受ける場合は、3月3日(月)～4月30日(水)(必着)に申請書などを窓口に出すまたは郵送で

※5月1日(木)以降に申請した場合、申請した翌月から援助開始となります。

※令和7年度の申請受付は、令和8年2月末日までとなります。

支給時期

9・1・3月に指定口座に援助費が支払われます。

援助内容・年間支給限度額

(宿泊あり)

(金額は令和6年度の額です。)

支給項目／対象学年・限度額		小 学 校	中 学 校
学用・通学用品費		1学年 ▶ 11,630円	1学年 ▶ 22,730円
		2～6学年 ▶ 13,900円	2～3学年 ▶ 25,000円
校外活動費	(宿泊なし)	全学年 ▶ 1,600円	全学年 ▶ 2,310円
	(宿泊あり)	5学年 ▶ 3,690円(1回のみ)	1～2学年 ▶ 6,210円(1回のみ)
新入学児童生徒学用品費 (4月から援助開始のかたのみ)		1学年 ▶ 57,060円	1学年 ▶ 63,000円
修学旅行費		6学年 ▶ 22,690円(実費)	3学年 ▶ 60,910円(実費)
学校給食費		全学年 ▶ 実費	
スポーツ振興センター災害共済掛金		全学年 ▶ 460円	

問合せ・申込み

教育指導課学務担当 ☎0480(92)1111 内線264・265